

1. 案内情報

- ① 手続名 : 修繕等の届出
- ② 手続根拠 : 港則法第8条第1項
- ③ 手続対象者 : 汽艇等以外の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- ④ 提出時期 : 修繕届…特定港内において修繕しようとするとき
: 係船届…特定港内において係船しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : 修繕・係船届 (第6号様式)
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 :
- ② 標準処理期間 :
- ③ 不服申立方法 :

1. 案内情報

- ① 手続名 : 修繕中又はけい船中の船舶の停泊場所の指定
- ② 手続根拠 : 港則法第8条第2項
- ③ 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- ④ 提出時期 : 修繕届…特定港内において修繕しようとするとき
: 係船届…特定港内において係船しようとするとき
(法第8条第1項の規定による修繕・係船届の提出をもって、修繕中又はけい船中の船舶の停泊場所指定願が提出されたものとみなす)
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : 修繕・係船届 (第6号様式)
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : (1) 船舶の航行及び停泊その他港湾の運営に支障の少ない場所であること。
(2) 錨泊して行う場合は、錨かきが良好な場所であること。
(3) 気象・海象の影響の少ない場所であること。
- ② 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- ③ 不服申立方法 :